

市からの 連絡帳



届出・税・年金

西東京市民カードの引き替え窓口を開設

時・場

11月5日(土)・19日(土)・保谷庁舎  
11月12日(土)・26日(土)・田無庁舎  
各日午前9時～午後0時30分

内 印鑑登録証から市民カードへの引き替えおよび新規暗証番号登録  
セキュリティ強化のための暗証番号変更 生分解性プラスチックで作成された壊れやすい市民カード(番号が金色で、番号の先頭が「010」または「011」)の引き替え

通常の土曜日窓口業務も併せて行っています。

必要なもの

印鑑登録証、ほうや市民カード、西東京市民カードのうちいずれか。

官公署の発行した顔写真付きの身分証明書(運転免許証、旅券、住民カードなど)

暗証番号を登録または変更する場合は、必ず本人が来庁してください。

官公署の発行した顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方が暗証番号を登録・変更する場合、照会方式(後日もう一度窓口に来庁)と、即日登録のできる保証人登録制度があります。

破損カードを引き替える場合の本人確認は、健康保険証や年金手帳、社員証なども可。

代理人による破損カードの引き替え申請は、代理人選任届(本人自筆で登録印を押印したもの)と代理人の本人確認書類が必要です。

市民課 田(☎042-460-9820)  
保(☎042-438-4020)

住民票等自動交付機

暗証番号を登録してある「ほうや市民カード」または、「西東京市民カード」をお持ちであれば、住民票等自動交付機で、住民票の写しと印鑑登録証明書が取得できます。

手数料 200円

9月1日(木)から、東伏見ふれあいプラザ(富士町4-33-15)に自動交付機を増設しました。ぜひご利用ください。

市民課 田(☎042-460-9820)  
保(☎042-438-4020)

相続・贈与に伴う保険年金などに係る市民税・都民税

～保険会社などより還付手続きに必要な年金情報が届いている方へ～

相続や贈与などにより取得した生命保険契約などの年金に関する所得税の取り扱いが変更されました。これにより、市民税・都民税相当額の返還が受けられる場合があります(該当の方には、保険会社などより還付手続きに必要な年金情報などを送りしています)

平成17年12月31日以前に支払いを受けた方については、税務署への特別還付金の請求とは別に市への申告が必要です。詳細はお問い合わせください。

田10月17日(月)から、税務署への提出書類一式(コピー)を持参のうえ、市民税課(田無庁舎4階)へ。

❖受付可能年度 平成17年12月31日以前に支払いを受けたもの

❖平成18年1月1日以降に支払いを受けたものについては東村山税務署(☎042-394-6811)にお問い合わせください。

市民税課 田(☎042-460-9827・9828)

会社などを退職したときは、国民年金の手続きが必要です

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、厚生年金や共済組合に加入している場合を除き、国民年金に加入しなければなりません。

会社などを退職して、厚生年金または共済組合を脱退された方、退職された方の扶養になっている配偶者は、国民年金第1号への加入手続きが必要です。

印鑑、年金手帳または基礎年金番号が確認できるもの、雇用保険被保険者離職票または退職証明書などを持参のうえ、手続きをしてください。

ただし、退職日の翌日に再就職し、厚生年金や共済組合に加入する場合は、手続きは不要です。また、退職日の翌日から厚生年金や共済組合に加入している方の扶養になっている配偶者は、国民年金第3号被保険者となりますので、配偶者の勤務先で手続きが必要です。

田保険年金課(田無庁舎2階)市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階) 各出張所  
保険年金課 田(☎042-460-9825)

福祉

「介護保険と高齢者福祉の手引き」の発行

介護保険サービスや高齢者福祉サービスを円滑に利用するための情報を掲載していますので、ぜひご活用ください。手引きは、高齢者支援課(田無庁舎1階・保谷保健福祉総合センター1階) 各出張所、各地域包括支援センターで配布。

高齢者支援課 保(☎042-438-4032)

子育て・教育

子ども手当の申請を忘れずに

～10月から新制度になりました～

10月から子ども手当の制度が変わりました。現在子ども手当を受給されている方も、全員改めて申請が必要になります。申請書の提出がない場合は子ども手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

申請書は10月下旬に郵送予定です。平成23年10月～平成24年1月分は平成24年2月に振り込み予定です。

子育て支援課 田(☎042-460-9840)

平成24年度学校選択制度申請は10月31日(月)まで

この制度は、新入学の際に住所地の指定校以外の市立小・中学校を希望する場合、希望校を事前に申し立てることのできる制度です。

住所地の指定校に入学する場合は特別な手続きは必要ありません。

田平成24年度新入学児童・生徒

受付  
時・場10月3日(月)～31日(月)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)教育企画課(保谷庁舎3階)

臨時窓口

田10月19日(水)～21日(金)

田無庁舎1階

教育企画課 保

(☎042-438-4071)



教育委員会点検評価報告

教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条の規定に基づき、教育委員会の事務事業について点検評価を行い、3人の学識経験者からのご意見も含め

固定資産税の減額について

資産税課 田(☎042-460-9830)

❖住宅の耐震改修に伴う減額

昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅に耐震改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を住宅面積の120㎡まで2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

減額を受けられる要件

改修工事後3か月以内に資産税課(田無庁舎4階)まで申告すること  
現行の耐震基準に適合する耐震改修であること

耐震改修工事に要した費用が30万円以上であること

減額される期間

平成22年1月1日～平成24年12月31日に改修完了した場合、翌年度から2年間

平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合、翌年度から1年間

必要書類

耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書  
耐震改修工事証明書  
耐震改修工事に要した費用の領収書

❖住宅のバリアフリー改修に伴う減額

平成19年1月1日以前から市内に所在する家屋(賃貸住宅を除く)にバリアフリー改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を住宅面積100㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

減額を受けられる要件

65歳以上の方および要介護もしくは要支援の認定を受けている方並びに障害をお持ちの方が居住する家屋であること(賃貸住宅を除く)

平成19年4月1日～平成25年3月31日に一定のバリアフリー改修工事を行うこと

改修工事後3か月以内に資産税課(田無庁舎4階)まで申告すること  
バリアフリー改修工事に要した費用が30万円以上であること(補助金などを除く自己負担額)

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

必要書類

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書  
バリアフリー改修工事に要した費

用の領収書、改修工事の内容などを確認できる書類(工事明細書、現場の写真など)

納税義務者の方の住民票の写し

改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類

(1)居住者が65歳以上の場合は、その方の住民票の写し

(2)居住者が要介護または要支援を受けている場合は、その方の介護保険被保険者証の写し

(3)居住者が障害をお持ちの場合は、その方の障害者手帳の写し

補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことを確認することができる書類

一定のバリアフリー改修工事とは

廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取替え工事、床表面の滑り止め化

❖住宅の省エネ改修に伴う減額

平成20年1月1日以前から市内に所在する住宅(賃貸住宅を除く)に省エネ改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋

に係る固定資産税を住宅面積120㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

減額を受けられる要件

平成20年4月1日～平成25年3月31日に一定の省エネ改修工事(以下「熱損失防止改修」)を行うこと  
改修工事後3か月以内に資産税課(田無庁舎4階)まで申告すること  
熱損失防止改修工事に要した費用が30万円以上であること

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

減額のための必要書類

住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書  
熱損失防止改修工事証明書  
熱損失防止改修工事に要した費用の領収書

納税義務者の方の住民票の写し

一定の熱損失防止改修工事とは

窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事であること(外気などと接するものの工事に限る。窓の改修工事を含めた工事であることを必須とする)

